

税の標語受賞者表彰式



税の標語受賞者 各市の表彰式模様

東村山市



小平市



清瀬市



東久留米市



西東京市



消防設備・設計・施工・保守
住宅用火災警報器は当社まで

株式会社 千代田防災

東京都東村山市多摩湖町 1-24-1
TEL 042-394-7846(代)
URL <http://www.chiyoda-bs.co.jp/>

会席料理・和食・寿司・天ぷら・中国料理

割烹あづま

TEL 0423-91-0228 (代)
〒189-0022 東京都東村山市野口町 2-13-36

宗教法人 東京妙日会
坂口 妙心

東京都東大和市芋窪 1-2069
TEL 042-561-7530
FAX 042-561-5044

未来の地球に持続可能な環境を創る企業

加藤商事株式会社

ISO14001 認証登録事業所
◇環境ソリューション事業
◇廃棄物収集運搬処理事業
◇総合建物管理事業

(本社) 東京都東村山市恩多町 1-12-3
TEL 042-392-1001 FAX 042-394-1453

エコ内窓インプラスの出荷実績関東 NO.1

TFC

ハラコートーヨー住器株式会社

〒189-0025 東京都東村山市廻田町 1-13-7
TEL 042-394-4463 FAX:042-394-4490
<http://www.harakotoyo.com>

造園・土木・外構・舗装
緑地管理の総合建設業

株式会社 羽島
(HASHIMA)

☎042-348-3344
〒187-0011 小平市鈴木町 1-205-4

不動産賃貸
株式会社 ハヤシ・エンタープライズ

不動産の賃貸を主な事業として運営しています。テナント、事務所、マンション、アパートなど地域に根ざした、仕事です。小平市内 特に府中街道沿いを中心に皆様にお世話になって、おります。

TEL 042-342-3555 FAX 042-341-0366

清酒 **金婚**

酒造元 豊島屋酒造株式会社

東村山市久米川町 3-14-10 電話 042-391-0601
<http://www.toshimayasyuzou.co.jp/>

内外装タイル工事

株式会社 **多摩タイル**

〒187-0042 東京都小平市仲町 611
電話 (042) 344-2231(代)
FAX (042) 345-6693

総合建築・設計・施工

白石建設

代表取締役 白石隆義

東京都東村山市富士見町 4-16-16
TEL 042-393-1305
FAX 042-392-7391

住宅設備に関するすべての工事
新規・修理・メンテナンス

(株)田中住宅設備

〒204-0013 東京都清瀬市上清戸 1-8-4
TEL 042-493-0268 FAX 042-491-4854
E-Mail : tanaj@orion.ocn.ne.jp

安心の朝夕食事付・家具家電付の快適個室

入館申込受付中
☎0120(88)5575
www.tokyo-stage.co.jp

東仁学生会館
西東京市富士町 2-10-17
@tokyo_stage @shin.dormitory



東村山間税会

東村山市、小平市、清瀬市、東久留米市、西東京市

春季会報

平成 30 年 5 月
第 81 号



消費税の軽減税率制度

平成31年10月1日から、
消費税の税率が引き上げられ、
軽減税率制度が実施されます。
標準税率：10% 軽減税率：8%

軽減税率の対象品目は？

- ➡ **飲食料品**
(酒類及び外食等を除く)
- ➡ **週2回以上発行される新聞**
(定期購読契約に基づくもの)

軽減税率制度に関する情報は **消費税軽減税率制度** をクリック!
国税庁ホームページ

軽減税率制度実施に伴うレジの導入や電子的受発注システム改修には支援制度があります。
詳しくは、**軽減税率対策補助金事務局** <http://kzt-hojo.jp>

間税会のキャッチフレーズ「消費税 活かすみんなの間税会」

東村山間税会ホームページ

<http://www.kanzeikai.jp/tokyo/higashimurayama/index.asp>

春季・秋季会報の広告を募集しています。ご希望の方は下記の東村山間税会事務局までご連絡下さい。

東村山間税会 〒189-0014 東村山市本町 1-23-6 (公社) 東村山法人会会館内 TEL : 042-394-7654
春季会報制作・文責 東仁学生会館 広報部

2017年 通常総会

6月26日(月)に行われた第45回通常総会の様子です。

東村山間税会



東村山間税会

東村山間税会通常総会



2018年 租税教室

小平市立鈴木小学校、小平市立小平第十四小学校における租税教室の授業風景



2017年 事業所見学会

平成29年10月24日(火)

税務大学校、国立印刷局(東京工場)へ見学に行っていました。



2018 Schedule

- 6月19日(火) 16:00~ 通常総会 法人会館
- 10~11月 時局講演会、事業所見学及び講演会
- 2019年1月 新年賀詞交歓会

入会のお勧め

東村山間税会は、税務協力団体の一員として、消費税をはじめ、間接税全般に関する税知識の普及と納税道義の高揚に務めている団体です。(東村山市、小平市、清瀬市、東久留米市、西東京市) 組織の充実・強化を図るため会員を広く募集しています。

お知り合いの事業者の方、あるいは取引先等に声をかけていただき、一人でも多くの方々に加入していただきますよう、会員の皆様のご協力をお願いします。なお、加入の申し込み、お問い合わせは下記までご連絡ください。

東村山間税会 〒189-0014 東村山市本町 1-23-6
公益社団法人 東村山法人会会館内
TEL: 042-394-7654

物品税と消費税



東村山間税会
会長 田中 良彦
事業所: 豊島屋酒造 株式会社

春風の候 会員の皆様には、益々清祥の事とお喜び申し上げます。日頃より間税会活動にご協力を頂き、厚く御礼申し上げます。

物品税は1989年4月(竹下登政権)に消費税が導入された時に、廃止となった。

物品税はなぜ始まり、なぜ廃止になったのか?

物品税が始まったのは1940年支那事変が始まり、軍費が必要になり物品税として始まった。その時、生活必需品に対しては課税を差し控え、贅沢品には担税力が認められるから、これを重く課税するというものであった。具体的には第1種は貴金属など、第2種は自動車・テレビ・電気器具・カメラ・時計・飲料などであった。自動車で普通乗用車(3ナンバー)=23%・小型自動車(5ナンバー)=18.5%・軽自動車=15.5%であり、トラック・バスなどは原則非課税であった。ここで問題になるのは、何が贅沢品であり、何が贅沢品でないのかである。時の流れ、人の解釈の違いにより異なるから、もめるのである。

次のような話がある。物品税法上、レコードは一般的に課税であったが、教育に配慮して童謡と判定されれば非課税であった。このため、皆川おさむの「黒ネコのタンゴ」、子門真人の「およげ!たいやきくん」、われべの「めだかの兄弟」などレコードについて、課税対象か否かの議論が行われた。「黒ネコのタンゴ」は東京国税局では童謡と判定(非課税)したのも、他の国税局管内では歌謡曲とみなされ課税されるという不統一が起こった。「めだかの兄弟」はB面の「春風の郵便屋さん」が長い。ため歌謡局と判定され、課税になった。また、生活が豊かになっていくと、洗濯機は贅沢品ですか?という話になっている。物品税は時の流れについていけなくなり、1989年消費税導入時に、廃止されることになる。消費税は竹下登政権の時、1989年4月 3%で始まる。橋本龍太郎政権の時、1997年4月 5%に引き上げた。安倍晋三政権の時、2014年4月 8%に引き上げた。

2014年11月 2015年10月の税率10%への引き上げを2017年4月に1年半延期した。2016年6月 2017年4月の税率引き上げを2019年10月に2年半再度延期した。2019年 10%引き上げ予定である。2019年10月10%になる時、食品だけ8%に据え置かれ、その他は10%になる。

複数税率になると、何が食品?と言うことになる。外食は10%・自宅で食べれば8%。

レジスターの入れ替え、コンピューター・ソフトの入れ替え。食品を販売しない会社でも、お客様・社員の為にお茶を仕入れれば8%で処理をしなければならない。仕入れも8%と10%の記帳が必要になり、事務が複雑になる。

間税会としていろいろな活動をして参りましたが、今後とも、会員の皆様のご協力を頂き、会活動が円滑に進むことを祈念し、挨拶とさせていただきます。